



株式会社マーケットエンタープライズと リユース活動促進に向けた連携・協力に関する協定を締結しました

堺市では、リユースプラットフォーム「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズとリユース活動促進に向けた連携・協力に関する協定を締結しました。

本協定は、本市全体でごみ減量に集中的に取り組むプロジェクト「堺・ごみ減量 4R 大作戦」の一環として締結するものです。協定締結により、家庭で不要になったものをごみとして廃棄する前に「リユース」に取り組む機会を提供し、幅広い世代に対して、リユース意識の醸成や行動変容を促すきっかけになることをめざします。

1 協 定 名

堺市と株式会社マーケットエンタープライズとのリユース活動促進に向けた連携と協力に関する協定書

2 締 結 先

株式会社マーケットエンタープライズ（東京都中央区京橋 3 丁目 6 番 18 号 東京建物京橋ビル 3 階）

代表取締役社長 小林 泰士

3 連 携 内 容

- (1) リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること
- (2) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること
- (3) その他双方で合意した本協定の目的に資する事業に関すること

4 協定締結日

令和 5 年 12 月 12 日（火）

■リユースプラットフォーム「おいくら」について

「おいくら」は株式会社マーケットエンタープライズが運営するリユースプラットフォームです。不要となった家具・家電等を売りたい方が「おいくら」を通して、パソコンやスマートフォンなどから査定依頼すると、全国の加盟店舗から無料で複数の見積を受けることができ、価格やスケジュール、買取方法などを比較し、売却することができる仕組みです。出張買取も可能であり、大型の家具・家電等も手軽にリユースすることができます。



二次元コード

URL : https://oikura.jp/lg/osaka/sakai/?utm_source=lg_hp&utm_medium=city

■「おいくら」利用方法



■「おいくら」の詳細については、堺市ホームページをご参照ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/recycle/oikura.html

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 担 当 課：環境局 環境事業部 資源循環推進課 電 話：072-228-7479 ファックス：072-228-7063 |
|--------|---|

堺市と株式会社マーケットエンタープライズとのリユース活動促進に向けた連携と協力に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社マーケットエンタープライズ（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、市内のリユース活動を促進することで、市民サービスの向上、ごみ排出量の削減、循環型社会の形成及び SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
- (2) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること。
- (3) その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、甲及び乙にて協議するものとし、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、市民が乙の事業を利用した実績を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年12月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から本協定の終了について書面による申し出がない場合は、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

また、甲又は乙は、1箇月前の解約通知により、いつでも本協定を終了することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、法令の定めによる場合を除き、知り得た他の当事者の非公表事項を相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(個人情報の保護)

第 8 条 乙は、本協定の取組を実施する上で知得した市民の個人情報について、個人情報の適切な管理のために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙の事業上で業務に従事する者に対し、当該業務に従事しているとき、及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

(疑義の決定)

第 9 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

令和 5 年 12 月 12 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺 市
堺市長 永藤 英機

乙 東京都中央区京橋 3 丁目 6 番 18 号 東京建物京橋ビル 3 階
株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長 小林 泰士